

～町の高齢者施設の紹介～



身体が不自由になっても、いつまでも住み慣れた町で暮らせるよう入所施設があります。表1は町の各施設の特徴をまとめています。「特別養護老人ホーム」は原則要介護3以上で「移動の動作が一人でできない」「理解の低下がある」など重介護が必要な方が対象です。「養護老人ホーム」は「環境上及び経済上の理由により自宅で生活ができない方」が対象で、重度の介護は行えません。「グループホーム」は認知症の方が、少人数で家庭的な雰囲気生活できる施設です。詳しくは各施設や地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご確認ください。



ひろね



新得やすらぎ荘



ひまわり荘



やすらぎ荘

つながり



表1 各施設の種類と特徴

	特別養護老人ホーム		養護老人ホーム	グループホーム
施設の名前	新得やすらぎ荘	【地域密着型】 新得やすらぎ荘	ひまわり荘	新得ふれあい館
連絡先	64-5196	67-7007	64-5246 聴覚障がい者用 やすらぎ荘	69-5177 屈足ふれあい館 69-6565
部屋の種類	2～4人部屋	個室	個室	個室
要介護認定	必要(原則要介護3以上)※1		不要	必要(要支援2以上)
認知症の診断	不要			必要
申し込み可能な方	町民以外も可	町民のみ	・町民以外も可 ・町民税非課税 または均等割の方	町民のみ
概ね一月料金(利用者負担1割)	4～10万 ※2	6～13万 ※2	収入に応じ 0～14万	9～10万
申し込み先	施設		介護保険係	施設

※1 要介護1又は2であってもやむを得ない事由の場合は「特例入所」が認められます。
 ※2 特別養護老人ホームは低所得の方については、申請により食費・部屋代の軽減制度が受けられ、表2の収入により負担限度額が定められ料金が変わります。

表2 食費・部屋代の軽減制度の対象者と負担段階

第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が町民税非課税かつ	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下	・課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万円以下の人
第3段階	の方で	・第1段階・第2段階以外の人
【申請・お問い合わせ先】保健福祉課介護保険係		



●発行元●
 新得町地域包括支援センター
 保健福祉課在宅支援係
 TEL 64-0533
 FAX 64-0534



